



D X 審査支払機構からのご案内

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構滋賀審査委員会事務局
令和 8 年 10 月号

令和 8 年 10 月	令和 8 年 11 月
-------------	-------------

① 診療（調剤）報酬請求書等の受付

オンライン請求利用可能期間 (土・日・祝日も送信可能です)	5 日 (月) ~ 7 日 (水) 8:00~21:00 8 日 (木) ~10 日 (土) 8:00~24:00					5 日 (木) ~ 7 日 (土) 8:00~21:00 8 日 (日) ~10 日 (火) 8:00~24:00				
	「請求確定」は毎月 10 日までにご利用します。 A S P 結果の訂正は、毎月 12 日の 21 時までにご利用します。									
電子媒体・紙レセプト受付日	6 日 (火)	7 日 (水)	8 日 (木)	9 日 (金)	10 日 (土)	6 日 (金)	7 日 (土)	8 日 (日)	9 日 (月)	10 日 (火)
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
	○：開所 ×：閉所 受付時間：9:00~17:30 郵便等により提出される場合は、毎月 10 日までの必着でお願いします。									

② 紙帳票の発送予定日（電子媒体又は書面による請求の医療機関等）

増減点連絡書等	10 月 5 日 (月)	8 月診療分	11 月 4 日 (水)	9 月診療分
当座口振込通知書	10 月 5 日 (月)	7 月診療分	11 月 4 日 (水)	8 月診療分

③ データ提供日（オンライン請求医療機関等）

対象帳票	ダウンロード 可能期間	提供日	診療月	提供日	診療月
振込額明細等	3 か月	10 月 15 日（木）	8 月診療分	11 月 15 日（日）	9 月診療分
当座口振込通知書等 (CSV)		10 月 22 日（木）		11 月 21 日（土）	
当座口振込通知書等 (PDF)					
返戻レセプト	12 か月	10 月 5 日（月）	8 月診療分	11 月 5 日（木）	9 月診療分
再審査等返戻レセプト					
増減点連絡書等 (CSV)					
支払関係帳票（PDF）					

オンライン請求システムからのダウンロードのお願い

返戻レセプト・当座口振込通知書等は配信から 3 か月間ダウンロードが可能となりますので、早期にご確認願います。

なお、増減点連絡書等 (CSV) と支払関係帳票 (PDF) は 12 か月間ダウンロードが可能です。

④ 当月請求レセプトの取下げ期限日

※「取下げ依頼」は、次の期限日までに「再審査等請求書（取下げ）」を提出願います。

「再審査等請求書」の DX 審査支払機構ホームページ掲載場所：トップページ→「様式集」→「医療機関・薬局・訪問看護ステーションの方」5. 再審査

電子レセプトで請求した場合	10 月 21 日 (水)	11 月 20 日 (金)
紙レセプトで請求した場合	10 月 16 日 (金)	11 月 13 日 (金)

令和 8 年 10 月

令和 8 年 11 月

⑤ 特定健診・特定保健指導データの送信（提出）締切日

オンライン	10月5日（月）利用時間 9:00～21:00	11月5日（木）利用時間 9:00～21:00
電子媒体	10月5日（月）利用時間 9:00～17:30	11月5日（木）利用時間 9:00～17:30

⑥ 支払予定日

診療（調剤）報酬等	10月21日（水）	8月診療分	11月20日（金）	9月診療分
特定健診・特定保健指導費				
出産育児一時金等	正常分娩分（10日提出）	10月6日（火）	11月5日（木）	10月提出分
	正常分娩分（25日提出） 異常分娩分	10月21日（水）	11月20日（金）	

D X 審査支払機構ホームページに滋賀県の情報を掲載しています。

「D X 審査支払機構からのご案内」「ブロックにおける審査上の取扱い」「医療費助成事業の事業内容」など

◆トップページ → 都道府県情報 → 日本地図または都道府県一覧の「滋賀県」よりご覧いただけます。

D X 審査支払機構ホームページにD X 審査支払機構が受託している医療費助成事業を掲載しています。

◆トップページ → 診療報酬等の請求・支払 → 医療費助成事業関係業務 → D X 審査支払機構が受託している医療費助成事業

令和 8 年 10 月支払基金はD X 審査支払機構になりました

令和8年10月1日に社会保険診療報酬支払基金は、診療報酬の審査支払と医療D Xに関する業務を担う法人として、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（略称：D X 審査支払機構）に改組しました。

D X 審査支払機構ホームページでは、変更となる事項を特設ページやリーフレットとして公開していますので、ぜひご覧ください。

D X 審査支払機構ホームページURL

<https://www.hpdx.or.jp/>



社会保険診療報酬支払基金 令和8年8月
保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション・特定健診等機関・助産所の皆さまへ

DX審査支払機構への組織改組

改組／本部移転／各種システムのドメイン等の変更について

支払基金は、診療報酬の審査支払業務に加え、医療DXに関する業務を担う法人として「DX審査支払機構」へ改組します。
これまで審査支払業務を通じて培ってきた、データ、システム、運用基盤、ノウハウを活かし、医療DX関連システムの開発・運用を担う運営母体としての役割を明確にします。

令和8年10月1日 改組により法人名称変更

■新法人名称

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

Japan Healthcare Payment & Digital Transformation Services

DX審査支払機構／HPDX(エイチピーディーエックス)

■地方組織の新名称例

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 関東審査事務センター

これまでの審査支払・請求業務は引き続き実施し、地方組織の業務に変更はなく、レセプトや帳票再発行依頼の提出先、電話番号、地方組織の住所に変更はありません。

なお、審査委員会の名称も変更ありません。

令和8年9月24日 本部事務所移転（新橋→豊洲）

法人名称変更による振込依頼人名の変更について

改組による法人名称変更に伴い、令和 8 年 10 月 1 日から診療報酬等をお支払いする際の振込依頼人名が変更になります。

※変更前後の振込依頼人名については、セキュリティ対策の観点から公表を控えさせていただいておりますことご理解願います。

近畿厚生局からのお知らせ

近畿厚生局に以下の報告書を郵送にて提出願います。

《妥結率等に係る報告について》

○ 許可病床数が 200 床以上の病院及びすべての保険薬局（※）は、「妥結率等に係る報告書」を、令和 8 年 11 月末日までに提出する必要があります。

※）報告年度の 4 月 2 日以降に新規に指定された保険医療機関または保険薬局は含まない。ただし、遡及指定は含む。

【近畿厚生局ホームページ掲載箇所】

トップページ上部「保険医療機関・薬局・訪看・柔整・あはき関係（お知らせ、手続のご案内）」> 届出・報告のご案内> 1. 診療報酬関係> 妥結率等に係る報告



《初診料及び外来診療料の注 2、注 3 に係る報告について》

○ 許可病床数が 400 床以上の病院（一般病床数が 200 床未満の病院を除く。）等は、「初診料及び外来診療料の注 2、注 3 に係る報告書」を、令和 8 年 10 月に提出する必要があります。

【近畿厚生局ホームページ掲載箇所】

トップページ上部「保険医療機関・薬局・訪看・柔整・あはき関係（お知らせ、手続のご案内）」> 届出・報告のご案内> 1. 診療報酬関係> 初診料及び外来診療料の注 2、注 3 に係る報告



★提出先及び報告様式等の詳細は、近畿厚生局ホームページをご覧ください。